

49講 薬物使用患者の通報と守秘義務

最高裁平成17年7月19日決定

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 白戸 祐丞

◆事案の概要

Xは、ナイフにより右腰部に刺創を負い、救急車で国立のM医療センターに搬送された。同医療センター到着時には意識は清明であったものの少し興奮しており、担当医師Aが診察したところ、その刺創の長さが約3cmであり、着衣に多量の血液が付着していたのを認めた。刺創が腎臓に達していると必ず血尿が出ることから、AはXに尿検査の実施について説明したが、Xは強くこれを拒んだ。Aは先にCT検査などの画像診断を実施したが、やはり採尿が必要であると判断し、その旨Xを説得した。Xはもう帰るなどと言って聞かなかったが、Aは約30分間にわたって説得を続け、最終的に止血のためにXに麻酔をかけて縫合手術を実施することとして、その旨Xに説明した。その際に採尿管を入れることを告げたところ、Xは拒絶することなく麻酔の注射を受けた。Aは麻酔によるXの睡眠中に縫合手術を実施した上、カテーテルを挿入して採尿を行った。採取した尿から血尿は出ていなかったものの、AはXが興奮状態にあり、刃物で自分の背中を刺したと説明していることなどから、薬物による影響の可能性を考え、簡易な薬物検査を実施したところ、アンフェタミンの陽性反応が出た。

Aはその後来院したXの両親に対し、Xの傷の程度などについて説明した上、Xの尿から覚せい剤反応があったことを告げ、国家公務員として警察に報告しなければならないと説明したところ、Xの両親も最終的にこれを了解した様子であったことから、Xの尿から覚せい剤反応があったことを警視庁T署の警察官に通報した。同警察署の警察官は差押許可状の発付を得て、Aの採取したXの尿を差し押さえた。

その後、Xは覚せい剤使用の罪で起訴された。弁護人は「AがXの尿中から覚せい剤反応が出たことを警察官に通報した行為は、医師の守秘義務に違反している」などと主張して、証拠の有効性を争った。この点について1審、2審とも、Aが国立病院の医師であったことから、刑事訴訟法239条2項に定める公務員の告発義務があることなどを指摘し、公務員たる医師が警察に通報したとしても、法令による行為として守秘義務違反とは評価できないと判断し、弁護人の主張を退けた。

◆判決の要旨

最高裁判所は上記の点について「医師が、必要な治療又は検査の過程で採取した患者の尿から違法な薬物の成分を検出した場合に、これを捜査機関に通報することは、正当行為として許容されるものであって、医師の守秘義務に違反しないというべきである。」と判断して、通報は医師の守秘義務に違反しないと判断した。

◆この判例をどう理解するか

「医師…又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」(刑法134条1項)とされているとおり、一般に医師には守秘義務が課されている。

一方で、治療の過程で薬物反応が出た場合など、医師の業務に付随して犯罪の存在が明らかになることもあり、これを捜査機関に通報することが守秘義務違反になるのかについては従来から議論があった。特に公立病院においては、公務員には犯罪を発見した場合の告発義務が課されている(刑

訴法239条2項)ことから、告発義務と守秘義務という相反する義務の関係が悩ましい問題となっていた。本決定はこの問題について、①医師による捜査機関への通報が守秘義務違反にらず適法であると認めたこと②公務員が職務上知り得た事実については通報義務がないことを前提とし、その上で公務員であるか否かを問わず医師一般について判断したと考えられることに大きな意義がある。また、③薬物犯罪以外の場合の通報についても参考になるところである。以下詳述する。

①通報は守秘義務違反にならないこと

本決定は、医師による通報を正当行為として守秘義務違反にはならないと判示している。検査結果(しかも犯罪に当たるような内容)は高度のプライバシー情報であり、医師の「業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密」に当たるから、形式的には守秘義務違反になりうる。しかし、本決定は薬物犯罪の重大性と、通報により適正な刑事司法作用を発動させることの公益性を重視して、医師による通報を正当な行為と判断して適法性を認めたものと理解できる。

②通報義務がないことを前提に、公務員か否かによる区別をしていないこと

1審、2審が刑訴法上の公務員の告発義務を根拠に通報の適法性を認めたのに対し、本決定はその点に触れていない。また、本決定が「公務員としての医師は」ではなく「医師は」としていることから、公務員か否かの区別をしていない。

公務員が職務上知り得た秘密について告発義務はないという立場が一般的であるところ、本決定も公務員である医師の告発義務がないことを前提にして、医師一般についての通報の適法性判断をしたものと理解できる。医師が公務員か民間人かによって守秘義務の解釈が分かれぬように配慮したものと考えられる。

③薬物犯罪以外の犯罪にも通用する判断

本件は薬物使用犯罪であったが、治療行為により他の犯罪事実が発覚した場合(例えば、外傷を受けた急患の処置をしていたら他人の返り血が付着しており、患者からの傷害が推測される場合であるとか、自動車事故による負傷の処置をしていたら、運転手のアルコール濃度が一定以上であることが

発覚した場合などが考えられる)についての通報と守秘義務の関係はどうか。

本件は結局のところ犯罪情報という高度のプライバシーの保護と、犯罪を告発しない通報することによって、適正に刑事司法作用を発動させることの利益とを利益考量して、捜査機関への通報などが守秘義務に反するかどうかを判断したものと理解することができる。そうすると、他の犯罪についても同様の考え方が成り立つと思われ、具体的には、通報の目的、通報者の職務内容、通報しようとする犯罪の内容、秘密を知るに至った経緯などを総合的に考量して判断することになるのではないかと。そして、犯罪を発見したときに捜査機関に通報することは、社会的に奨励されるべき行為であることや、犯罪者の検挙の必要性、さらなる犯罪の予防、治安維持などの公益性のために個人のプライバシー保護が制約されてもやむを得ない場面であることからすると、医師が通常の必要な診療の過程で犯罪があると思料したときは、濫用的な漏示であるなどの特段の事情がない限り、それを捜査官に通報ないし告発しても守秘義務に反することにはならないと考えられる。

ただし、麻薬中毒者や児童虐待、異常死体の場合など、別途法律上の届け出・通告義務が課せられている場合もあることに注意が必要である。

◆この判例からどう学ぶか

- ①必要な診療上発見された犯罪事実を通報することは、原則として医師の守秘義務違反にならないため、捜査機関への協力は医師の判断に委ねられる。
- ②国公立病院に勤務する医師は、従来通報義務が課せられると考えて通報を行ってきた例も多いと思われるが、それは誤解に基づくものであり、民間人である医師と同様に、医師が自ら通報するか否かを判断するよう求められる。
- ③他の犯罪についても、プライバシー保護の必要性と公益性の利益考量によって判断され、特段の事情がない限り通報が守秘義務に反することにはならないと思われる。
- ④他方で、無制限に通報を許容することは、患者に医師の治療を受けることをちゅうちょさせ、必要な治療を受ける機会を奪うことも懸念される。